

議案第6号

里庄町犯罪被害者等支援条例の一部改正について

里庄町犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年3月5日

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

犯罪被害者等に対する支援の一環として、犯罪被害にあった直後の犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図ることを目的に、犯罪被害者等に対して支援金を支給するため、条例改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和3年3月 日公布
里庄町条例第 号

里庄町犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例

里庄町犯罪被害者等支援条例（平成23年里庄町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第12条を第13条とし、第7条から第11条までを1条ずつ繰り下げ、第6条の次に次の1条を加える。

（支援金の支給）

第7条 町は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、規則で定めるところにより、犯罪被害者等に対し支援金の支給を行うことができる。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。